

地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成16年京都府告示第704号）（以下「要綱」という。）に基づき、令和5年度に交付する補助金の取扱について、必要な事項を定める。

(補助対象期間)

第2条 要綱第3条第1項で定める補助対象事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

(要綱第2条関係)

第3条 要綱第2条第1項で定める社会福祉法人等（以下単に「社会福祉法人等」という。）には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条に定める地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会は該当しない。

2 要綱第2条第5項第1号で定める知事が別に定めるところにより計算したサービス活動に係る収益の額については、次のとおりとする。

社会福祉法第59条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて、同法第2条に規定する社会福祉事業並びに同法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省関係省令第168号）第5条で定めるところにより計算した額（法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額）。

3 要綱第2条第5項第2号で定める知事が別に定めるところにより計算した経常的な収益の額については、次のとおりとする。

公益法人会計基準について（平成20年内閣府公益認定等委員会）及び「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年内閣府公益認定等委員会）に基づいて計算する正味財産増減計算書の経常収益の額。

4 要綱第2条第5項第3号で定める知事が別に定めるところにより計算した教育活動に係る収入の額については、次のとおりとする。

私立学校法（昭和24年法律第270号）第47条第1項に基づいて作成する収支計算書において、学校法人会計基準（昭和46年文部科学省令第18号）に基づいて計算した事業活動収支計算書の決算の項、教育活動収入計の額。

5 要綱第2条第5項第4号で定めるその他前各号に準じる者として知事が別に定めるものについては、次のとおりとする。

- (1) 宗教法人であって、前年度決算において、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 25 条に基づいて作成する収支計算書において、事業活動収支計算書のサービス活動収益の決算額が 4 億円を超えないもの。
 - (2) 非営利活動法人であって、前年度決算において、非営利活動法人会計基準及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第 27 条に基づいて作成する活動計算書の経常収益の額が 4 億円を超えないもの。
 - (3) 任意団体又は個人であって、前年度決算において作成する任意の損益計算書における全体の売上が 4 億円を超えないもの。
- 6 要綱第 2 条第 6 項第 2 号で定めるきょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき知事が別に定める認証とは、きょうと福祉人材認証制度に基づく当該認証を取得した法人が、取得することができる上位の認証をいう。

（要綱第 3 条関係）

- 第 4 条 要綱第 3 条第 1 項第 1 号で定める地域貢献活動推進事業（以下単に「地域貢献活動推進事業」という。）は、2 以上の法人等（社会福祉法人以外の法人その他の団体又は個人を含む。以下「共同実施者」という。）が連携して、京都府内に所在する施設で実施する（以下「共同実施」という。）ものも補助の対象に含む。ただし、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。
- (1) 共同実施者のうち過半数は、社会福祉法人等であること。
 - (2) 共同実施者のうち社会福祉法人等については、実施する事業の経費を負担していること。

（要綱第 4 条関係）

- 第 5 条 要綱第 4 条第 5 号で定める認証制度に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言した施設とは、要綱第 7 条第 1 項に定める交付申請までに宣言事業所の申込みを行っている場合を含む。

（要綱第 6 条関係）

- 第 6 条 要綱第 3 条第 1 項に規定する事業に係る補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 地域貢献活動推進事業のうち共同実施をする場合の補助金については、次に掲げる事項に留意して算出するものとする。
- (1) 補助対象となる施設ごとに要綱別表に掲げる補助基準額を適用すること。
 - (2) 補助対象経費に備品購入費は含まないこと。
 - (3) 共同実施に参画した社会福祉法人等が共同実施した施設と同一施設において、単独で地域貢献活動推進事業を実施する場合については、前項で適用された額を 48 万円

から差し引いた額と、この対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を補助基準額とすること。

(要綱第7条関係)

第7条 要綱第1号様式の添付書類(1)の様式は別添1-1-1及び1-1-2、別添2-1-1及び2-1-2、2-2とし、(3)の様式は別添3-1及び3-2のとおりとし、(5)の書類は第3条第2項から第5項までにおいて定める金額より小さい規模の法人であることが分かる書類とする。(6)の書類は補助対象経費の額を証する書類とする。

2 地域貢献活動推進事業を共同実施する場合には、共同実施者のうち社会福祉法人等ごとに前項の書類及び要綱第1号様式の添付書類(6)として参画法人等の一覧及び連携して実施することが分かる書類を提出することとする。

(要綱第10条関係)

第8条 要綱第2号様式の添付書類(1)の様式は別添1-1-1及び1-1-2、別添2-1-1及び2-1-2とし、(3)の書類は補助対象経費の額を証する書類とする。

2 地域貢献活動推進事業を共同実施する場合には、共同実施者のうち社会福祉法人等ごとに前項の書類及び要綱第2号様式の添付書類(3)として参画法人等の一覧及び連携して実施することが分かる書類を提出することとする。

(要綱第11条関係)

第9条 地域貢献活動推進事業を共同実施する場合には、共同実施者のうち社会福祉法人等ごとに要綱第3号様式を提出することとする。

(要綱第12条関係)

第10条 要綱第4号様式の添付書類(1)の様式は別添4-1及び4-2とし、(3)の書類は補助対象経費の額を証する書類とする。

2 地域貢献活動推進事業を共同実施する場合には、共同実施者のうち社会福祉法人等ごとに前項の書類及び要綱第4号様式の添付書類(3)として参画法人等の一覧及び連携して実施することが分かる書類を提出することとする。

(要綱第13条関係)

第11条 地域貢献活動推進事業を共同実施する場合には、共同実施者のうち社会福祉法人等ごとに要綱第5号様式を提出することとする。

(要綱第 14 条関係)

第 12 条 要綱第 14 条第 2 項で定める「別に定める様式」とは、別添 5 のとおりとする。

(経過措置)

第 13 条 民間社会福祉施設サービス向上補助金要綱第 1 号様式の添付書類 (1) の様式は別添 1 - 2 とし、(3) から (5) までは適用しない。(6) の書類は補助対象経費の額を証する書類とする。

2 民間社会福祉施設サービス向上補助金要綱第 2 号様式の添付資料 (1) の様式は、別添 1 - 2 とし、(3) の書類は補助対象経費の額を証する書類とする。

3 民間社会福祉施設サービス向上補助金要綱第 4 号様式の添付資料 (1) の様式は、別添 6 のとおりとし、(3) の書類は事業を実施したことを証する書類とする。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

「民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の運用について」(平成 28 年度最終改正) は廃止する。

この要領は、令和元年 8 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。